

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

① 現状

1) 地域の災害等リスク

(地震)

本市に最も大きな被害をもたらす可能性が高い生駒断層系(直下型地震)と南海トラフによる地震(海溝型地震)を本計画の被害想定とした。想定される被害は以下のとおりである。

想定被害一覧

想定地震		生駒断層系 (H19.3 大阪府想定)	南海トラフ (H25.8 大阪府想定)		
地震規模 (マグニチュード)		7.0 ~ 7.5	9.0 ~ 9.1		
震度(市域)		6強 ~ 6弱	6弱 ~ 5強		
		(被害の要因)	揺れ	液状化	急傾斜地崩壊
建物被害	全壊	4,191 棟	136 棟	690 棟	1 棟
	半壊	3,480 棟	1,289 棟	1,914 棟	2 棟
火災	出火件数	6 件	2 件		
	焼失棟数	3 棟	689 棟		
人的被害	死者	101 人	7 人		
	負傷者	630 人	204 人		
	重傷者	33 人	28 人		
	り災者	23,852 人			
	避難所生活者	6,918 人	6,018 人		

【参考資料：四條畷市地域防災計画】

<https://www.city.shijonawate.lg.jp/site/bousai/3215.html>

(水害)

本市は水田に盛土をして住宅地となった地域が多く、降雨の地下への浸透が少なく、また、小規模開発の連続により雨水側溝が整備されていないため、一時に一定量以上の降雨があると冠水が起りやすい。

また、山麓部においても、地形的に降雨時、山地からの出水の危険にさらされてきた地域であり、低地同様市街化が進み河川の氾濫による水害を受けやすい地域となっている。

(1) 浸水想定区域図

1、淀川水系 寝屋川流域 洪水予報河川の浸水想定区域図

平成18年3月、平成14年度末時点の寝屋川、第二寝屋川、恩智川、平野川、平野川分水路、古川、楠根川の整備状況を前提に、浸水想定区域図が作成されている。昭和32年6月に八尾で観測した戦後最大実績降雨(日総雨量311.2mm)を想定している。

2、淀川水系 寝屋川流域 東海豪雨による寝屋川流域浸水想定区域図

平成16年3月、平成13年度末時点の整備状況を前提に、浸水想定区域図が作成されている。平成12年9月の東海豪雨（2日雨量567mm）を想定している。

3、その他河川

市域の河川等について災害が想定されるが、大阪府により、公共上および影響の程度を考慮して水防区域が定められている。

(2) 洪水リスク表示図

河川の氾濫や浸水の可能性を提示するため、洪水リスク表示図が作成されている。平成24年3月に天野川、平成24年6月に清滝川・清滝川分水路、平成25年3月に権現川を対象に作成されている。

【参考資料：四條畷市防災マップ】

<https://www.city.shijonawate.lg.jp/site/bousai/9101.html>

(土砂災害)

四條畷市地域防災計画によると、本市は、地形条件によって主に低地、山麓部、山地、盆地部に分けられる。生駒山地は、構造運動によって形成された山地で西側斜面は特に急斜面が多く、また、基盤のマサ土化が著しいため、山麓部は降雨による土砂災害、崩壊等による災害の危険性を常に有している。

市域の土砂災害危険箇所は、大阪府により、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険地区等に定められている。

1, 低地

低地の災害としては、降雨による内水氾濫が考えられ、氾濫平野、後背低地では浸水の危険性がある。

2, 山麓部

山麓部の災害としては、降雨時の河川氾濫による浸水や土石流等の土砂災害が考えられる。

3, 山地

山地の災害としては、溪流沿いの土石流や山地裾部での崩壊等、土砂災害の危険性がある。

4, 盆地部

盆地部の災害としては、背後の山麓傾斜が急であるため、山地からの土石流や山地裾部での崩壊等、土砂災害の危険性がある。

【参考資料：四條畷市防災マップ】

<https://www.city.shijonawate.lg.jp/site/bousai/9101.html>

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

【参考資料：四條畷市新型インフルエンザ等行動計画】

<https://www.city.shijonawate.lg.jp/soshiki/32/18851.html>

2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 1, 862者 (平成28年度経済センサスによる)
- ・中小企業者数 1, 862者 (平成28年度経済センサスによる)
- ・小規模事業者数 1, 253者 (平成28年度経済センサスによる)

3) これまでの取り組み

(四條畷市の取り組み)

- ①防災会議及び災害対策本部の運営
- ②災害予防、災害応急対策及び災害復旧
- ③水防活動の実施
- ④防災関係機関との連絡調整
- ⑤市民の防災活動の啓発、指導
- ⑥自主防災組織の育成及び指導

(四條畷市商工会の取り組み)

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP普及促進セミナー
- ・事業者BCP策定の個社支援
- ・大阪府商工会連合会と連携した事業継続計画 (BCP) 策定支援

① 課題

- ・現状では、自然災害等による緊急時の取り組みにかかる四條畷市と四條畷市商工会との具体的な協力体制やマニュアルが整備されていない。
- ・四條畷市商工会においては、事業継続力強化に関して小規模事業者に助言できる程度の知識やノウハウを有する経営指導員等職員が不足している。
- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

② 目標

- ・実施期間中における事業者BCP策定支援事業者数の目標：延べ6, 000事業者
令和4年度1, 200事業者
令和5年度1, 200事業者
令和6年度1, 200事業者
令和7年度1, 200事業者
令和8年度1, 200事業者
- ・小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発生時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、四條畷市商工会と四條畷市との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

③ その他

四條畷市商工会の事業継続計画の有無：無

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・四條畷市商工会と四條畷市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

1) 事前の対策

a) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事務所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策（事業所の休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・商工会報やDM・市広報誌・市及び商工会ホームページにおいて、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- ・事業継続の取り組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナー等を実施する。

b) 小規模事業者に対する事業者BCPの策定支援

- ・小規模事業者に対し、BCPの策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・大阪府が提供する簡易版BCP様式による策定支援
- ・中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」の策定支援
- ・大阪府商工会連合会が提供するBCP策定支援事業を通じた策定支援

c) 地区内事業者の事業者BCP策定・取り組み状況の把握

- ・企業巡回やセミナー開催時など様々な機会を捉えて地区内事業者の事業者BCP策定・取り組み状況を確認する。

d) 当該計画にかかる訓練の実施

市民及び事業者は、地域における防災力の向上を図るため、防災訓練や避難訓練を実施し、自主防災力の向上に努める。

(1) 市民の役割

地域ごとに防災訓練を行い、初期消火、避難誘導、救助・救護活動等の地域における自主防災力の向上に努める。避難訓練の実施に際しては、要介護者の保護に配慮した訓練を実施する。

(2) 事業者の役割

事業所ごとの定期的な防災訓練を推進するとともに、避難誘導、救護活動等の地域と密着した自主防災力の向上に努める。

- e) 四條畷市商工会自身の事業継続計画の策定
 - ・四條畷市商工会は令和4年度末までに事業継続計画を策定予定。
- f) 関係団体等との連携
 - ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
 - ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催
- g) フォローアップ
 - ・四條畷市、四條畷市商工会とで、当計画の進捗状況の確認や改善点等について協議を年に1回以上設けることとする。

2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、人名救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し関係機関へ連絡する。

- a) 応急対策の実施可否の確認
 - ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。
(SNS等を利用した安否確認や業務従事への可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)を四條畷市商工会と四條畷市で共有する。)
 - ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
 - ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、政府による「緊急事態宣言」等が出た場合は、四條畷市における感染症対策本部設置に基づき四條畷市商工会による感染症対策を行う。

b) 応急対策の方針決定

- ・四條畷市商工会と四條畷市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨時における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する、等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報を共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・市内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・市内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・市内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・市内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- c) 次項「発災時における指示命令系統・連絡体制」に基づく連絡の頻度
 ・本計画により四條畷市商工会と四條畷市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に1回共有する
1週間～2週間	必要に応じて共有する
2週間～1ヵ月	必要に応じて共有する
1ヵ月以降	必要に応じて共有する

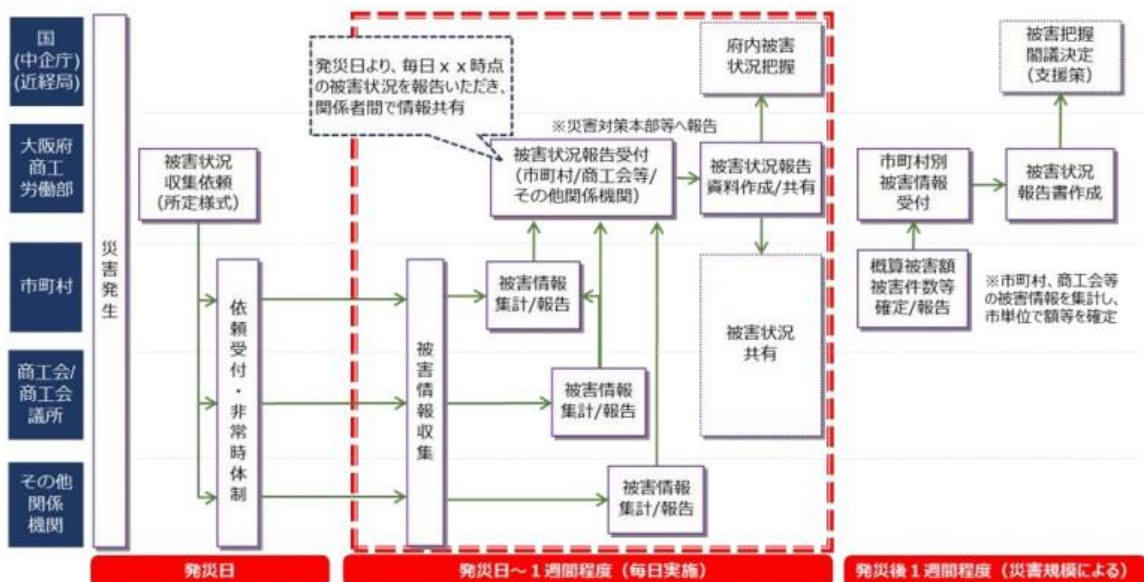
3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動について決める。
- ・四條畷市商工会と四條畷市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・四條畷市商工会と四條畷市が共有した情報を、大阪府の指定する方法にて四條畷市商工会又は四條畷市より大阪府へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や大阪府等からの情報や方針に基づき、共有した情報を大阪府の指定する方法にて四條畷市商工会または四條畷市より大阪府へ報告する。

被害状況報告フロー

■被害状況報告の流れ

- ✓ 発災後、24時間を目途に大阪府商工労働部に被害状況の概要を情報入手できた範囲で報告
- ✓ 発災後1週間以内は1日1回程度、被害状況報告様式を用いて大阪府商工労働部に被害状況を随時報告（1日1回を目安としていますが、被害状況に応じて変更します。）



4) 緊急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、四條畷市商工会と四條畷市で相談・決定する。
(四條畷市商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や大阪府、四條畷市等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・国や大阪府の方針に従って、普及・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を大阪府に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、会長に一任し、速やかに大阪府へ報告する。

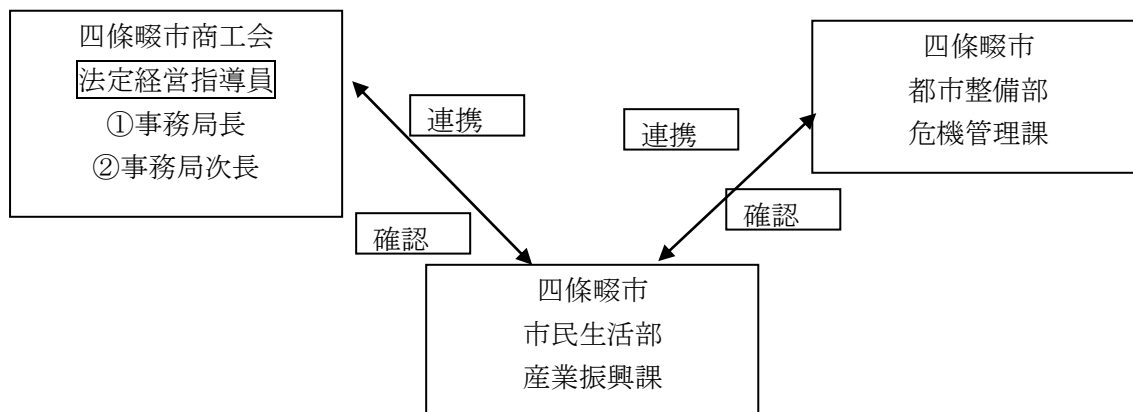
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和3年12月現在)

⑦実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制等）



⑧ 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

1、当該経営指導員の氏名、連絡先

- ・法定経営指導員 中川英司
 - ・法定経営指導員 石塚洋一
- (連絡先は⑨参照)

2、当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

⑨ 商工会、関係市町村連絡先

1、商工会

四條畷市商工会

〒575-0052 大阪府四條畷市中野3-5-23

TEL: 072-879-1656 / FAX: 072-879-1880

E-mail: nawatsci@silver.ocn.ne.jp

2、関係市町村

四條畷市 市民生活部 産業振興課

〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1-1

TEL: 072-877-2121 (代表) (内線643) FAX: 072-877-8300

E-mail: sanrou@city.shijonawate.lg.jp

四條畷市 都市整備部 危機管理課

〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1-1

TEL: 072-877-2121 (代表) (内線532) FAX: 072-879-4343

E-mail: koutsuu@city.shijonawate.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

【四條畷市商工会】

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
⑩必要な資金の額	500	500	500	500	500
・専門家派遣費	200	200	200	200	200
・セミナー開催費	100	100	100	100	100
・チラシ作成費	200	200	200	200	200

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

⑪調達方法
会費収入、大阪府補助金、事業収入他

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

【四條畷市】

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
⑩必要な資金の額	0	0	0	0	0
なし	0	0	0	0	0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

⑪調達方法
なし

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
大阪府商工会連合会 会長 早川 巖 〒540-0029 大阪府大阪市中央区本町橋2番5号マイドーム大阪6階 TEL：06-6947-4340 FAX：06-6947-4343 E-mail： shokoren@osaka-sci.or.jp
連携して実施する事業の内容
<ul style="list-style-type: none"> ・事業継続計画（BCP）策定支援 事業を取巻く脅威とその脅威が発生したときの影響を事前に分析し、緊急事態に対処する為の組織体制（情報収集、広報、予算管理など）や従業員が被災時にまず実施しなければならない初動対応（安全管理、安否確認、応急処置、救護・救助など）の確立に重点を置いたBCP策定について、セミナー開催する、簡易版のBCP様式を使用する等して支援する。 ・事業継続計画（BCP）ブラッシュアップ支援 策定済みのBCPをブラッシュアップ（内容の見直し、訓練の実施など）するための支援をする。
連携して事業を実施する者の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・四條畷市商工会・四條畷市を通じた「事業継続計画（BCP）策定」相談者に対する専門家派遣 大阪府商工会連合会は事業継続計画（BCP）策定支援制度で四條畷市商工会と事業連携しており、BCP策定に関する専門的知識を有した専門家を無料で派遣することができる。BCP策定支援メニューでは5つのコースを用意しており、簡易なレベルから認証取得まで幅広い相談案件に対応することが可能となる。 ・四條畷市商工会が開催するセミナーへの講師派遣 BCP策定に関する専門的知識を有し、数多くの小規模事業者への講演実績があり、四條畷市商工会（共催：四條畷市）の開催するセミナーにおいても、BCPに関心のある小規模事業者に策定へのアプローチをかけることが可能となる。また、BCP策定支援のアドバイスや、適宜、個社支援により発展した支援も可能となる。
連携体制図等
<pre> graph TD A[四條畷市商工会 四條畷市（共催）] B[大阪府商工会連合会] C[小規模事業者] D[専門家派遣] B -- "セミナー講師依頼 専門家依頼" --> A B -- "策定支援アドバイス" --> A B -- "専門家派遣" --> C A -- "ヒアリング伴走支援 セミナー開催" --> C C -- "BCP策定相談" --> A </pre>